



# 島根県報

平成16年 6月29日 (火)  
第 1 585 号  
( 毎週火・金曜日発行 )  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則 ( 高 校 教 育 課 ) 1

### 告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 ( 健 康 福 祉 総 務 課 ) 2

解除予定保安林 ( 森 林 整 備 課 ) 2

漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅 ( 水 産 課 ) 2

### 訓 令

大峠ダム操作規則 ( 河 川 課 ) 2

### 公 告

公共測量の実施 ( 用 地 対 策 課 ) 4

### 公安規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則 ( 警 察 本 部 ) 4

## 公布された条例等のあらまし

高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則 ( 規則第56号 )

### 1 規則の概要

- (1) 貸与対象者に係る年間収入金額の限度額を282万円から279万円に改めることとした。(第2条関係)
- (2) 扶養親族を有する貸与対象者及び貸与対象者を扶養親族としている者の年間収入金額の限度額について、所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額に対する割合を、195パーセントから192パーセントに改めることとした。(第2条関係)
- (3) 日本育英会法が廃止され、独立行政法人日本学生支援機構法が施行されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第2条関係)

### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 6月29日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第56号

高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則 ( 昭和49年島根県規則第113号 ) の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「282万円」を「279万円」に、「195パーセント」を「192パーセント」に改め、同条第4号中「日本育

英会」を「独立行政法人日本学生支援機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第669号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年 6月29日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
にしきしんまち歯科	八束郡東出雲町錦新町2-3-1	平成16年6月19日
有限会社さくら薬局東出雲店	八束郡東出雲町錦新町二丁目2-2	平成16年6月21日

島根県告示第670号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 6月29日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所  
邑智郡大和村大字村之郷1101-11
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

島根県告示第671号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成12年島根県告示第547号による保険に付すべき義務は、平成16年6月26日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成16年 6月29日

島根県知事 澄 田 信 義

湖陵町加入区

訓 令

島根県訓令第11号

土 木 部  
益田土木建築事務所

河川法（昭和39年法律第167号）第14条第 1 項の規定に基づき、大峠ダム操作規則を次のように定める。

平成16年 6月29日

島根県知事 澄 田 信 義

### 大峠ダム操作規則

#### （通則）

第 1 条 大峠ダムの操作については、この訓令の定めるところによる。

#### （ダムの用途）

第 2 条 大峠ダムは、洪水調節をその用途とする。

#### （洪水）

第 3 条 この訓令において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量が、毎秒10立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

#### （水位）

第 4 条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

#### （サーチャージ水位）

第 5 条 貯水池のサーチャージ水位は、標高118.9メートルとする。

#### （洪水調節等のための利用）

第 6 条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節（以下「洪水調節等」という。）は、標高99.1メートルから標高118.9メートルまでの容量239,000立方メートルを利用して行うものとする。

#### （洪水警戒体制）

第 7 条 益田土木建築事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- (1) 松江地方気象台から益田地区において降雨に関する警報が発せられたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、大峠ダム操作規則（平成16年 7月 1日訓令第505号。以下「細則」という。）で定めるところにより、洪水の発生が予想されるとき。

#### （洪水警戒体制時における措置）

第 8 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、土木部河川課、松江地方気象台その他細則で定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にし、並びに洪水調節等を行うことに関して必要な措置を執らなければならない。

#### （洪水調節等）

第 9 条 洪水調節等、常用洪水吐き及び余水吐きから自然放流及び自由越流により行うものとする。

#### （洪水調節等の後における水位の低下）

第10条 前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により水位を河床に低下させるものとする。

#### （洪水警戒体制の解除）

第11条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

#### （放流に関する通知等）

第12条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

#### （点検及び整備）

第13条 所長は、細則で定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な点検及び整備を行わなければならない。

#### （観測）

第14条 所長は、細則で定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第15条 所長は、第13条の規定による点検及び整備を行ったとき、又は前条の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

(細則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施のため必要な手続その他の事項は、細則で定める。

附 則

この訓令は、平成16年7月1日から適用する。

## 公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について斐川町神立土地区画整理組合理事長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成16年6月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

公共測量(出来形確認測量図)

2 作業期間

平成16年6月25日から平成16年12月31日まで

3 作業地域

簸川郡斐川町大字併川地域

(斐川町神立土地区画整理事業地内)

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月29日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

島根県公安委員会規則第8号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則(平成14年島根県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の項の次に次のように加える。

<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令 (昭和60年総理府令第1号)</p>	<p>第1条第7号ハ(2)</p>	<p>遊技機の点検及び取扱いを適正に行うに足りる能力を有する者の認定</p>
--------------------------------------------------------------------------	-------------------	----------------------------------------

別表遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の項を次のように改める。

遊技機の認定及び型式 の検定等に関する規則 (昭和60年国家公安委 員会規則第4号)	第1条第1項	遊技機の認定申請書の受理
	第1条第4項	遊技機の点検及び取扱いを適正に行うことができる者の認定
	第1条の2	認定申請書等の補正要求
	第3条第2項	遊技機の認定通知
	第3条第3項	遊技機を認定しない旨の通知
	第5条第3項	認定の取消通知
	第7条第1項	遊技機の検定申請書の受理
	第7条の2第1項	同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有する者であること の確認
	第7条の2第2項	確認申請書の受理
	第7条の2第3項	確認証明書の交付
	第7条の2第4項	変更届出書等の受理
	第7条の2第5項	廃止届出書の受理
	第7条の2第7項	確認の取消通知
	第7条の3	検定申請書等の補正要求
	第8条第1項	検定に関する試験等
	第8条第2項	再試験命令
	第9条第1項	規格適合検定の通知及び公示
	第9条第2項	規格不適合検定の通知
	第11条第2項第4号	報告の請求
	第11条第2項第5号	警察職員に遊技機等の検査又は関係者に対する質問をさせること。
第11条第4項	検定の取消通知及び公示等	

## 附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

